

## 騒音・振動

**Q 1** . 島根県における騒音規制法による規制はどうなっていますか。

## A 1

騒音は、直接に人間の感覚を刺激し、日常生活に影響を及ぼす最も身近な公害です。工場・事業場の騒音と特定建設作業騒音及び自動車騒音については、騒音規制法に基づき規制地域が指定され、規制基準が設けられています。

### 騒音規制地域指定状況

指定市町村	対象地域
松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市	都市計画法に基づく用途地域

### 特定工場等において発生する騒音の規制基準

特定工場等に関する規制基準は、昼間・朝夕・夜間の時間区分ごとに各区域区分について次表のとおり定められています。

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分		
	昼間 8:00～18:00	朝 6:00～8:00 夕 18:00～21:00	夜間 21:00～6:00
第1種区域	50	40	40
第2種区域	55	45	40
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	70	60

(参考1)

区域の区分	指定地域	
第1種区域	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
第2種区域	松江市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居専用地域、準住居専用地域
	浜田市	上記地域及び都市計画区域であって用途地域の定められていない地域
第3種区域	松江市、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
	出雲市	上記の地域並びに古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、白枝町、松寄下町、高松町のそれぞれ一部の地域
第4種区域	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市	工業地域

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業に関する規制基準は騒音の大きさ・作業時間等について次表のとおり定められています。

区域	第1号区域	第2号区域
騒音の大きさ	85デシベルを超えないこと	
作業禁止時間	19:00～7:00	22:00～6:00
1日当たりの作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業禁止日	日曜その他の休日	

特定建設作業：くい打機、くい抜機、くい打抜機、びょう打機、削岩機、空気圧縮機、コンクリートプラント、アスファルトプラント、バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業

第1号区域：騒音規制地域のうち次に該当する区域

- (1) 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。
- (2) 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

( 3 ) 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため騒音（振動）の発生を防止する必要がある区域。

( 4 ) 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80m の区域内。

第 2 号区域：騒音規制地域のうち、前記に掲げる区域以外の区域である。

#### 騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域の内 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
a 区域の内 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域の内 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域の内車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

幹線交通を担う道路に近接する区域にあっては上記にかかわらず、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルである。

#### 自動車騒音の限度に関する区分

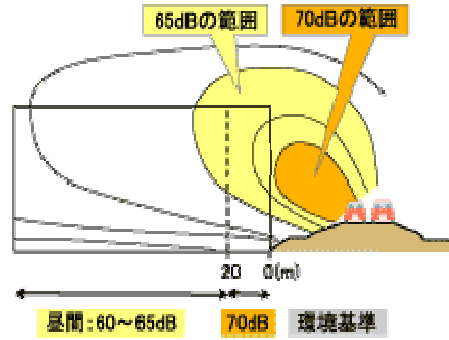
区域の区分	指定該当地域	
a 区域	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	松江市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市	第 1 種・第 2 種住居専用地域、準住居専用地域（以下「 b 」地域という）
	浜田市	b 地域及び都市計画区域であって用途地域の定められていない地域
c 区域	松江市、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域（以下「 c 地域」という）
	出雲市	c 地域並びに古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、白枝町、松寄下町、高松町のそれぞれ一部の地域

( 参考 2 )

土工部の騒音分布イメージ

騒音は上に逃げる性質があるため、道路より低地部の騒音は小さくなります。

騒音レベル		昼間	道路境界から20m以内
80デシベル	地下鉄の車内 電車の中	60dB	70dB
70デシベル	電話のベル・騒々しい街頭 騒々しい事務所の中	65dB	
60デシベル	静かな乗用車 普通の会話	夜間	
50デシベル	静かな事務所	55dB	65dB
40デシベル	市内の深夜・図書館 静かな住宅地の昼	60dB	



Q 2 . 島根県における振動規制法による規制はどうなっていますか。

## A 2

振動は騒音と同じく人間に心理的、生理的な影響を与える身近な公害です。工場及び事業場の振動と特定建設作業振動については、振動規制法に基づき次表のとおり規制地域が指定されています。

### 振動規制地域指定状況

指定市町村	対象地域
松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市	騒音規制地域

### 特定工場等に関する規制基準

特定工場等に関する規制基準は昼間・夜間の時間区分ごとに各区域区分について次表のとおり定められています。

区域の区分	時間の区分	
	昼間 8:00 ~ 19:00	夜間 19:00 ~ 8:00
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

### 道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 8:00 ~ 19:00	夜間 19:00 ~ 8:00
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

(参考1)

区域の区分	指定地域	
第一種区域	松江市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市	第1種・第2種低層住宅専用地域、第1種・第2種中高層住宅専用地域、第1種・第2種住宅専用地域、準住居専用地域
	浜田市	上記地域及び都市計画区域であって用途地域の定められていない地域
第二種区域	松江市、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
	出雲市	上記の地域並びに古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、白枝町、松寄下町、高松町のそれぞれ一部の地域

特定建設作業に関する規制基準

特定建設作業に関する規制基準は振動の大きさ、作業時間等について次表のとおり定められています。

区域	第1号区域	第2号区域
振動の大きさ	75 デシベルを超えないこと	
作業禁止時間	19:00～7:00	22:00～6:00
1日当たりの作業時間	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業禁止日	日曜その他の休日	

特定建設作業：くい打機、くい抜機、くい打抜機、鋼球破壊、舗装版破壊機（ハンマー落下）、ブレーカーを使用する作業

第1号区域：振動規制地域のうち次に該当する区域

- (1) 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。
- (2) 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
- (3) 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため騒音(振動)の発生を防止する必要がある区域。
- (4) 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80m の区域内。

第2号区域：振動規制地域のうち、前記に掲げる区域以外の区域である。